

このままでは国保財政がピンチです

ジェネリック医薬品を利用してください

高齢化に伴う医療費の増加や、経済情勢の低迷による国民健康保険（国保）税の減収などによって、本市の国保財政は大変厳しい状況です。今後も国保加入者が安心して医療の提供を受けられるよう、医療費削減などの対策が急務になっていきます。本市では、その一環としてジェネリック医薬品の利用を奨励しています。あなたもぜひ、ご協力ください。

問い合わせは
国民健康保険課 ☎898-6249



■ジェネリック医薬品とは
医療機関で処方される医薬品には、先発医薬品とジェネリック医薬品の2種類があります。先発医薬品は、最初に製造・販売される薬です。開発に長い時間と膨大な費用がかかるため、開発メーカーが独占的に販売できる特許期間があります。特許期間が終わると、他メーカーが同じ成分の薬を開発・販売される薬です。開発に長い時間と膨大な費用がかかるため、開発メーカーが独占的に販売できる特許期間があります。

販売できるようになります。特に慢性疾患など長期服用者にとっては、負担を減らすことができます。ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談しましょう。症状などによつては処方できない場合や、薬によってはジェネリック医薬品がない場合もあります。保険証や診察券と一緒にジェネリック医薬品希望カードを窓口に掲示することで、希望を伝えることができます。このカードは、新しい保険証と一緒に郵送するほか、市役所国民健康保険課でも配布します。

■利用するメリット
ジェネリック医薬品は開発コストが少ないために、先発医薬品よりも安価です。利用すると医療費の削減につながり、国保財政の負担が軽減されるだけではなく、国保加入者自身の負担も軽減されます。

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談しましょう。症状などによつては処方できない場合や、薬によってはジェネリック医薬品がない場合もあります。保険証や診察券と一緒にジェネリック医薬品希望カードを窓口に掲示することで、希望を伝えることができます。このカードは、新しい保険証と一緒に郵送するほか、市役所国民健康保険課でも配布します。

郵送します 新しい国民健康保険証

国民健康保険の新しい被保険者証を9月下旬に郵送します。希望する人には、直接本人に手渡される簡易書留

で郵送しますので、8月31日(金)までに国民健康保険課に申し込んでください。一度申し込むと毎年簡易書留で郵送します。



問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6250

ポリオワクチンが不活化に変わります

問い合わせは 衛生検査課 ☎220-5779

ポリオの予防接種が9月から変更。現在の生ワクチンから不活化ワクチンに切り替わります。これに伴い、集団接種は8月28日(火)で終了しますので、9月以降の接種は個別に医療機関でお願いします。

■不活化ワクチンの予防接種

対象年齢=生後3カ月～7歳6カ月未満

接種場所=市内の医療機関
用意する物=名前シール(予診票は医療機関にあります)、母子健康手帳、医療被保険者証
申し込み=事前に市内医療機関へ。市外医療機関での接種を希望する場合は、衛生検査課へお問い合わせください

特別児童扶養手当 所得状況届の提出を忘れずに

問い合わせは 障害福祉課 ☎220-5711

特別児童扶養手当を受給している人(所得制限で支給停止中の人を含む)は、8月10日(金)から24日(金)までに、市保健所内障害福祉課(大胡・宮城・粕川・富士見地区の人は各支所)へ所得状況届を提出してください。提出しないと、8月以降手当が受けられません。また、障害児福祉手当を受給している人には、現況届も送付しますので、併せて提出してください。

提出には、印鑑と手当証書が必要です。なお、ことし1月1日現在で市外に居住していた人や学校・仕事のため障害児と別居中の人は、別に書類が必要になります。詳しくは問い合わせください。

■対象者は申請を

右表の対象者で申請をしていない場合は、障害福祉課が大胡・宮城・粕川・富士見支所へ相談してください。

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の概要			
種別	支給額(月額)	対象	
特別児童扶養手当	1級	5万400円	20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳B1以上など)を養育している保護者
	2級	3万3,570円	
障害児福祉手当	1万4,280円	20歳未満の在宅重度心身障害児(著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する状態)	

※障害を事由とする公的年金を受給している児童、児童福祉施設に入所している児童、保護者の前年所得が一定額以上である児童を除く

お答えします ごみに関する疑問

問い合わせは ごみ減量課 ☎898-6272

ごみを出すときにふと疑問に思うことってありませんか。ここでは、市民から問い合わせが多かった疑問についてお答えします。

- Q** プラ容器に付いている値札のシールは、剥がさないといけませんか。
A 剥がさないで大丈夫です。
Q 生ごみの臭い、何とかありませんか。
A 臭いの原因は水分です。水分が多いと腐敗が進みやすいため、しっかりと水を切ってください。ペットボトルを再利用して、簡単にしぼり器を作ることができます(右上写真)。また、本市では生ごみ処理容器や電動生ごみ処理機の購入助成を行って



ちょっとした工夫で水を切る

- ますので、ぜひ、活用してください。
Q 最近、よく聞く「雑古紙」って何ですか。
A 雑古紙とは、パンフレットや包装紙、菓子の箱、トイレットペーパーの芯などリサイクルできる紙類のことです。絵本や紙箱の材料となりますが、そのほとんどが可燃ごみで出されているのが現状です。不要な紙袋をまとめて、地域の有価物集団回収や紙リサイクル庫(10月からは古紙の日でも可)に出してください。